



＼ 別日に投票OK! /

スマートに投票!

他の予定があって...
当日行けない



今いる場所で投票可能

☑ 不在者投票

- ✓ 滞在地での不在者投票
出張などの場合、滞在先の選挙管理委員会で投票できます。
- ✓ 郵便投票
体に重度の障がいのある人や介護保険で「要介護5」と認定された人は郵便で投票できます。
- ✓ 指定施設での不在者投票
入院・入所している病院、老人ホームなどで投票できます。
- ✓ 船員の不在者投票
船員が指定港で投票できます。

※事前に手続きが必要な場合があります。くわしくはお問い合わせください。

好きなタイミングで

☑ 期日前投票

投票日に仕事や旅行などの予定がある人は事前に投票できます。選挙のお知らせ券が手元になくても投票できます。

期間 6月22日(月)～27日(土)

期日前投票所

- 市役所市民ロビー / 午前8時30分～午後8時
- 加古川西公民館 / 午前9時～午後6時
- 別府公民館 / 午前9時～午後6時
- イオン加古川店 / 午前9時～午後7時
2階特設会場



＼ 情報を集めよう /

スマホと紙でサクッとチェック!

誰に投票しようかな

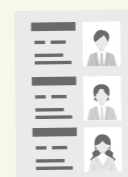


6月21日から選挙運動が始まります。未来のために誰に投票するかをじっくり考えましょう。

公約などが一覧で見られる

🔍 選挙公報

候補者の考えなどをまとめた選挙公報で、理解を深めましょう。



入手方法

- 新聞折り込み
- 公民館・図書館などの公共施設
- 一部のコンビニエンスストア
- 選挙管理委員会へ郵送依頼



くわしくはこちら

＼ 本人の声を直接聞いてみる /

街頭演説



個人演説会



＼ 好きな時間に主張をチェック /

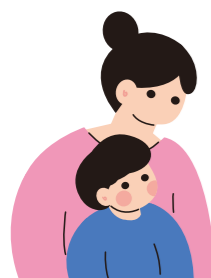
ホームページ



SNS



※真偽を確かめましょう。誹謗中傷はやめましょう。



子どもがいるので行きづらい

大丈夫!
家族で行こう!
投票所



👤 こどもも一緒に投票所に入れます

家族で投票所に行きましょう。
※こどもが投票用紙に書くことや投票箱に入れることはできません。

こどもの頃に投票所に行った経験が、その後の投票参加につながります。

投票所に来てくれたお子様に /
入場記念ステッカー
お渡しします!



※数量限定

加古川市長・
加古川市議会議員選挙

6月28日(日)
午前7時～午後8時

自分の手で

未来を選ぼう

私たちの暮らしやまちの未来に関わる大切な選挙です。
皆さんそろって投票に行きましょう。

一票って思っていたより重い

流されずに自分で決めることが重要だと思った

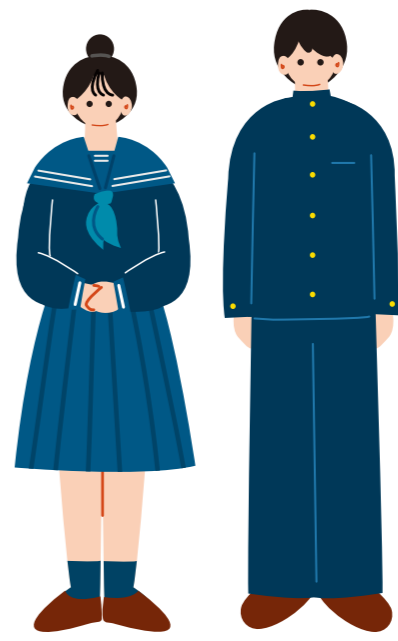
初めてでも安心して投票できそう

県立加古川北高等学校

授業で

「模擬投票」を

体験!!



候補者の考えを聞き比べ、自分が選んだ候補者に投票。開票も行い、実際の選挙に近い流れを体験しました。



ちゃんと比べて選ぶことが大事だなと感じた

公約などを
見て選ぶことが
大事だと分かりました

選挙が身近に
感じられた



自分の考えを持つ
ことの大切さに
気が付いた

思っていたより
手順はシンプル
で安心した

兵庫大学の田端教授と
学生に、選挙のイメージや
投票した感想について
話し合いました。

選挙のイメージは？

成瀬 私は18歳になり選挙権を得た時、大人の仲間入りをしたよううれしかった

誰に投票する？

野田 SNSから情報を得ることが多いですが、嘘か本当か分からない情報も

ど、自分で書いて投票するというアナログなやり方がシンプルで分かりやすかったですね。

川島 そうですね。自分と同じ主張の候補者がいたら応援したくなるし、投票の結果も気になるかも。



兵庫県
兵庫大学短期大学部
大学生が語る
等身大の選挙



川島 颯さん 社会福祉学科 4年生
野田 杏奈さん 保育科第三部 3年生
成瀬 梨菜さん 看護学科 2年生

多くて、見極めるのも大変です。

成瀬 政治家がかけ離れた存在に感じるので、街頭演説などで候補者の声を聞くことも重要なんじゃないかな。



投票に行くか迷っている同世代に一言

成瀬 まずは投票に行くことが、政治に興味を持つきっかけになると思います。

川島 日本の政治を取り巻く環境が変わりつつあり、選挙の意味が大き

選挙のことをもっと考えるようになりました

選挙は私たちの生活と密接なんですよ



田端 和彦 教授

行ってみよう!

加古川市長・加古川市議会議員選挙

6月28日(日)
午前7時～午後8時

投票できる人
平成20年6月29日までに生まれた日本国民で、今年3月20日以前から引き続き市内に住民票がある人
※市外へ転出した人は投票できません。

選挙のお知らせ券
1人につき1枚を、世帯ごとに封筒に入れて郵送します。投票時にご自身の分を指定の投票所へお持ちください。

問い合わせ／選挙管理委員会事務局 ☎427・9359



ここが気になる!

Q & A

1 選挙カーの音が大きくて勉強できない。規制はできないか?

A 選挙カーでの呼びかけや街頭での演説は規制はできませんが、学校や病院、診療所その他の療養施設周辺では、静穏を保持するように努めなければならぬとされています。

2 選挙のお知らせ券を無くしても投票できますか?

A 投票できます。各投票所で再発行の手続きをします。投票所で係員にお知らせください。